

門型標識等個別施設設計画

平成31年3月



神戸市建設局

1. 計画策定の目的

高度経済成長期などに建設された道路構造物が、今後、一斉に更新時期を迎える中、これらを効率的に維持管理していくことが求められている。門型標識等についても、これまでの対処療法的な修繕を脱却し、点検・計画・修繕という維持管理サイクルを適切に運用する必要がある。

本計画では、維持管理サイクルの考え方を整理し、効率的に標識の健全性を確保することを目的とする。

2. これまでの経緯

当市では、門型標識を含む大型案内標識について、H25年度より5年毎に近接目視を主体とした全数点検を実施している。この点検結果により修繕が必要と判断された標識について、次回点検までの期間に計画的に修繕を行っている。

【第Ⅰ期修繕計画】

- ・対象期間：H20年度～H25年度（5ヵ年）
- ・計画内容：「吊り下げ式」大型案内標識について、「F型式」へ改修
- ・対象基数：24基

【H25年度大型案内標識全数点検】

- ・市内の大型案内標識1263基（門型標識32基を含む）について点検を実施
- ・点検結果に基づき、21基を緊急撤去

【第Ⅱ期修繕計画】

- ・対象期間：H26年度～H30年度（5ヵ年）
- ・計画内容：H25年度に実施した大型案内標識全数点検の結果に基づき、73基（門型標識4基含む）の改修及び撤去※を実施。
(※ 社会情勢の変化等により不要となった標識の撤去)

【H30年度大型案内標識全数点検】

- ・市内の大型案内標識1177基（門型標識32基を含む）について点検を実施

3. 門型標識等個別施設計画の対象施設

H30年度大型案内標識全数点検の結果に基づき、門型標識3基を対象とする。

4. 計画期間

H31（R1）年度～R5年度（5ヵ年）

5. 修繕要否の考え方

5.1 健全性診断の判定区分

定期点検時に大型案内標識の部位ごとに健全性診断を行い、下表の判定区分に基づき対応する。

表 - 1

区分		状態	対応
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずべき状態。	通行止めなどの応急措置を含め、緊急対応を行う。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	次回点検まで（5年以内）に補修等の措置を実施する。
II	予防措置段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	早期措置段階（III）への対応状況を考慮したうえで、必要に応じて措置を実施する。
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	対応不要

5.2 修繕の優先順の考え方

標識柱の倒壊や標識板の落下を防ぐため、支柱基部、標識柱本体、標識板取付部が劣化、損傷しているものを優先的に修繕する。また、標識の機能に支障が生じた際の影響度を考慮し、主要幹線等の交通量が多い路線を優先的に修繕する。

6. 定期点検及び修繕計画策定の長期スケジュールについて

門型標識については、「門型標識等定期点検要領、平成 26 年 6 月、国土交通省 道路局」に従い、5 年に 1 回の頻度で点検を実施する。大型案内標識についても、これに併せて点検を実施するものとする。

修繕計画については、点検結果にもとづき、次回点検までの 5 カ年で修繕を完了する計画とする。点検及び修繕計画のスケジュールは下図を基本とする。

図 - 1

	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	...
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全数点検						●				●					●					●	
修繕計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第 I 期修繕計画 (H20～H25)
第 II 期修繕計画 (H26～H30)
第 III 期修繕計画 (H31～R5)
第 IV 期修繕計画 (R6～HR10)

7. 計画策定の効果

- ・安全性の向上

定期的に点検を行い、門型標識の状況を的確に把握したうえで計画的な修繕を実施することにより、道路網の安全性と信頼性を確保することができる。

- ・予算の平準化

定期的な点検結果にもとづき、計画的に修繕を実施することで、予算の平準化を図り、安定した事業の推進を図ることができる。